

国立公園事業執行等取扱要領

各地方環境事務所長等宛 自然環境局長通知

制定 令和4年4月1日 環自国発第22040111号

目 次

- 第1節 総論（第1 - 第7）
- 第2節 執行の協議又は認可（第8 - 第12）
- 第3節 内容の変更の協議又は認可（第13 - 第17）
- 第4節 認可の条件（第18）
- 第5節 改善命令（第19・第20）
- 第6節 承継の協議又は承認（第21 - 第27）
- 第7節 休廃止の届出（第28・第29）
- 第8節 失効、取消し等（第30 - 第32）
- 第9節 原状回復命令等（第33 - 第35）
- 第10節 報告徴収及び立入検査（第36）
- 第11節 国の機関の執行する国立公園事業（第37）
- 第12節 違反行為（第38・第39）
- 第13節 書類の交付（第40）
- 第14節 令附則の法定受託事務に係る事項（第41）
- 別添1 国立公園事業に係る認可申請等に関する特殊な事例について（第2節第8関係）
- 別添2 公園施設の規模及び構造に係る記載事項（第2節第9関係）
- 別添3 国立公園事業の執行に係る付帯施設の取扱いについて（第2節第11関係）
- 別添4 国立公園事業の執行認可における財務諸表等の審査指針（第2節第12関係）
- 別表 法第10条第10項の規定に基づく条件の例（第4節第18関係）

第1節 総論

（通則）

第1

自然公園法（昭和32年法律第161号。以下「法」という。）第10条の規定に基づく国立公園に関する公園事業（以下「国立公園事業」という。）の執行に関しては、法、自然公園法施行令（昭和32年政令第298号。以下「令」という。）及び自然公園法施行規則（昭和32年厚生省令第41号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この要領の定めるところによる。

（国立公園事業について）

第2

公園事業は、法第2条第6号において「公園計画に基づいて執行する事業であつて、国立公園又は国定公園の保護又は利用のための施設で政令で定めるものに関するもの」とされ、その具体的な公園事業に係る施設（以下「公園事業施設」という。）の種類は

令第1条各号に掲げられており、その具体的な定義は「国立公園に係る公園計画の作成等について」（令和4年4月1日付け環自国発第2204015号自然環境局長通知）の別紙1「国立公園の公園計画作成要領」別表において定められているところである。国立公園事業については法第9条の規定により、公園計画に基づき環境大臣が決定し、環境大臣等によって執行（当該公園事業施設の設置や管理運営を指す。以下同じ。）されることとなる。そのため、国立公園事業の執行に関しては公園計画及び決定された公園事業の決定の内容との整合について常に留意する必要がある。

（国立公園事業の特例について）

第3

国立公園事業は、国立公園の保護及びその利用の増進を図るために執行されるものであることから、公園事業の執行として行う行為は法第20条第9項第1号、第21条第8項第1号、第22条第8項第1号、第23条第3項第3号及び第33条第7項第1号の規定により、特別地域（特別保護地区を含む。以下同じ。）、海域公園地区、普通地域における許可又は届出を要する行為の規制等の適用が除外されている。

ここでいう「公園事業として行う行為」は公園事業の執行と必然的な関連をもち、かつ、その執行として公園事業施設の設置又は管理経営のために行う必要最小限度の行為を意味するものと解する（例えば公園事業の執行として宿舍を新築する行為、「国立公園における通景伐採の取扱いについて」（平成30年3月環自国発第1803191号）」で示す公園事業として執行されている展望施設等において必要最小限の範囲で通景伐採する行為等は、これに含まれる。）。公園事業施設は保護又は利用のための施設であって、その執行として行われる行為も多岐に渡るものであることから、国立公園事業の執行に関する申請又は協議（以下「申請等」という。）において、公園事業の執行として行われる行為で特に明確化を図る必要があるものについては、申請等の際に付記させることが望ましい。

（国立公園事業に関する申請内容等に対する指導）

第4

国立公園事業の執行に関し相談を受けたときは、国立公園事業の執行の内容及び協議書・申請書（以下「申請書等」という。）又は届出書の内容が、法、令、規則及び本要領に照らし適切なものとなるよう指導するものとする。なお、指導においては、行政手続法（平成5年法律第88号）第32条から第36条までの規定に留意する。

（国立公園事業に関する申請書等の審査等）

第5

1. 地方環境事務所長は、申請者若しくは協議者（以下「申請者等」という。）又は届出者から国立公園事業の執行に関する申請書等又は届出書が提出されたときは、当該申請書等又は届出書について不備又は不足がないことを確認し、不備又は不足がある場合には相当の期間を定め、申請者等又は届出者に補正を求めることとする。
2. 地方環境事務所長は、申請書等が提出された日（申請書等の不備又は不足につい

て補正を求めた場合にあっては、当該補正がなされた日）から起算して原則として 1 か月以内に、本要領に定める審査事項について審査し、処理又は処分するものとする。

なお、相当の期間を経過しても申請書等の不備又は不足が補正されないときは、申請に対する処分又は協議が規則第 20 条に定める地方環境事務所長に委任された権限によるものである場合は、速やかに行政手続法第 7 条の規定によって、申請によって求められた認可、承認（以下「認可等」という。）を拒否する処分又は協議への異議を行うものとし、これ以外の場合にあっては、認可等の拒否又は協議への異議が適当である旨の意見を付して、自然環境局国立公園課長に進達することとする。

3. 本省においては、第 6 により、各地方環境事務所長又は各自然環境事務所長から進達を受けた日から起算して原則として 1 か月以内に、本要領に定める審査事項について審査し、処理又は処分するものとする。

（申請書等に係る事務処理（決裁、送付又は進達）方法）

第 6

1. 自然保護官事務所（管理官事務所並びに広島及び福岡事務所を含む。）、国立公園管理事務所、四国事務所（以下「事務所等」という。）における申請等に関する決裁文書は、申請等に係る地域を管轄する地方環境事務所長（釧路、信越又は沖縄奄美自然環境事務所の管轄区域に係るものにあつては、それぞれ釧路、信越又は沖縄奄美自然環境事務所長）に送付する。
2. 自然環境事務所における申請等の処理及び進達は、次に掲げるとおり行うものとする。
 - （1）申請等の内容が地方環境事務所文書管理要領（平成 23 年 4 月 1 日環境政発第 110401702 号）により定められた自然環境事務所長の専決事項に属するものである場合にあっては、自然環境事務所長が自ら処分する。
 - （2）（1）以外の場合にあって、申請等の内容が規則第 20 条に定められた地方環境事務所長の権限に属するものであって、かつ、認可等の拒否の処分を行う場合又は協議の内容への異議がある場合には、第 7 の処分の内容を通知する書面（以下「指令書」という。）の案又は回答を通知する書面（以下「回答書」という。）の案を作成し、その理由を添えて地方環境事務所長に進達する。
 - （3）（1）又は（2）以外の場合にあっては、別に定める様式による調書を添えて自然環境局国立公園課長に進達する。
3. 地方環境事務所における事務の処理及び決裁文書の進達は、次に掲げるとおり行うものとする。
 - （1）申請等の内容が規則第 20 条に定められた権限に属するものである場合にあっては、地方環境事務所長が自ら処分する。
 - （2）（1）以外の場合にあっては、別に定める様式による調書を添えて自然環境局国立公園課長に進達する。

(拒否の処分又は協議の内容への異議に当たっての理由の提示)

第 7

- 1 . 国及び公共団体以外の者が行う認可等を拒否する処分を行う場合には、行政手続法第 8 条の規定により指令書にその理由を記載するものとする。
- 2 . 公共団体が行う協議の内容への異議がある場合には、行政手続法第 8 条の規定に準じ、回答書にその理由を記載するものとする。

第 2 節 執行の協議又は認可

(執行の協議又は認可の申請書等の様式)

第 8

法第 10 条第 4 項の申請書等は、様式第 1 によるものとする。ただし、令第 1 条第 3 号の宿舎に関する国立公園事業であって、特定の者の優先的な使用を確保する仕組みを設けるもの(以下「分譲型ホテル等」という。)にあっては、令和 4 年 4 月 1 日付け環自国発第 22040112 号自然環境局国立公園課長通知「宿舎に関する国立公園事業に係る分譲型ホテル等の取扱いについて」(以下「分譲型ホテル等に係る通知」という。)に定める様式によるものとする。

また、国立公園事業に係る申請等に関する事務処理のうち、特殊な事例については別添 1「国立公園事業に係る申請等に関する特殊な事例について(第 2 節第 8 関係)」によること。

(執行の協議又は認可の申請書等の記載事項)

第 9

第 8 の申請書等の記載事項のうち、「公園施設の規模」及び「公園施設の構造」については別添 2「公園施設の規模及び構造に係る記載事項(第 2 節第 9 関係)」に定める記載事項によるものとし、「公園施設の管理又は経営の方法」については次の事項を記載するものとする。ただし、分譲型ホテル等にあつては、分譲型ホテル等に係る通知に定める記載事項によるものとし、運輸施設にあつては、(2)、(4)及び(6)を記載することを要しない。

- (1) 直営又は委託の別
- (2) 委託する場合にあつては、受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (3) 通年供用又は季節供用の別
- (4) 季節供用の場合にあつては、供用期間
- (5) 料金徴収の有無
- (6) 料金を徴収する場合にあつては、その標準的な額

(執行の協議又は認可の申請書等の添付書類)

第 10

- 1 . 規則第 2 条第 3 項第 7 号に規定する書類は、以下に掲げる書類とする。
 - (1) 別添 4「国立公園事業の執行認可における財務諸表等の審査指針」(第 2 節第 12

関係) 2. に掲げる書類

- (2) 申請等の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書
 - (3) 申請等の日の属する事業年度及び翌事業年度における収支予算書(総額及び内訳を記載したもの)
2. 規則第2条第3項第9号に規定する書類は、分譲型ホテル等に係る通知に定めるものとする。
3. 規則第2条第3項第10号の「その他当該工事に付随する工事の内容を明らかにした書類」には、工事の施行によって発生する廃材又は残土の処理の方法を説明した書類を含めるものとする。
4. 規則第2条第3項第12号に規定する書類には、宿舎に関する国立公園事業であって、当該施設の所有権を客室単位等で販売するものにあつては、分譲型ホテル等に係る通知に定める書類を含めるものとする。

(執行の協議又は認可の申請書等の審査事項)

第 11

第8の申請書等については、次に掲げる事項について審査するものとする。

- (1) 法第7条第1項の規定に基づく国立公園に関する公園計画(以下「国立公園計画」という。)、法第9条第1項に基づく国立公園事業の決定、「国立公園管理運営計画」(令和4年4月1日付け環自国発第22040113号自然環境局長通知に基づき定められたものをいう。)及び別添3「国立公園事業の執行に係る付帯施設の取扱いについて」(第2節第11関係)との整合性
- (2) 公園施設の位置、規模及び構造の適切性
- (3) 公園施設の管理又は経営の方法の適切性
- (4) 国立公園事業の執行が、風致、景観又は風景に及ぼす支障の有無
- (5) 国立公園事業が適正に管理又は運営されるために必要な申請者の資産、経理的基礎及び能力の有無
- (6) 国立公園事業の執行に必要な土地、その他家屋等の物件の使用の可否
- (7) その他第12の審査基準への適合の判断に必要な事項

(執行の協議又は認可の審査基準)

第 12

1. 法第10条第2項に基づく協議又は同条第3項に基づく認可は、申請等の内容が次に掲げる要件に適合するものに対して行うものとする。
- (1) 国立公園計画及び国立公園事業の決定事項に適合すること。
 - (2) 国立公園管理運営計画の許認可等取扱方針の規定に適合すること。
 - (3) 国立公園事業を執行するに当たって当該公園事業に含め得る付帯施設(令第1条各号に掲げる施設であつて、当該公園事業施設に付帯し、かつ機能的に密接な関係にある他の施設をいう。以下「付帯施設」という。)がある場合には、当該付帯施設が別添3「国立公園事業の執行に係る付帯施設の取扱いについて」(第2節第11関係)の規定に適合すること。

- (4) 公園施設の位置、規模及び構造が、執行内容に対して適正であり、利用施設にあっては安全性及び利用上の快適性が確保されていること。
 - (5) 公園施設の管理又は経営の方法が適切であること。
 - (6) 申請者が、公園施設を適正に管理又は運営するために必要な資産、経理的基礎及び能力を有していること。
 - (7) 利用施設事業については、特定の者が優先的に使用するものでないこと。ただし、分譲型ホテル等であって、分譲型ホテル等に係る通知に定める基準に適合するものについては、この限りでない。
 - (8) 国立公園事業の執行が国立公園の保護又は利用に支障を及ぼすものでないこと。
 - (9) 国立公園事業の執行に必要な土地、その他家屋等の物件を国立公園事業の用に供するための権原を有していること。
 - (10) 国立公園事業の執行が、他の法令の規定により許可その他の処分を要するものであるときは、その許可等を得られる見込みがあること。
 - (11) 申請等の事項について客観的な挙証資料が示されていること。
- 2 . 1 (6) に定める事項の具体的な審査の指標及び基準については別添 4 「国立公園事業の執行認可における財務諸表等の審査指針」(第 2 節第 12 関係) によるものとする。
- 3 . 1 の定めは、行政手続法第 5 条第 1 項に規定する審査基準及び地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 250 条の 2 第 1 項に規定する許認可等の基準として取り扱うこととし、行政手続法第 5 条第 3 項及び地方自治法第 250 条の 2 第 1 項の規定により、地方環境事務所、各自然環境事務所及び事務所等において備付けその他の適当な方法により公表するものとする。

第 3 節 内容の変更の協議又は認可

(内容の変更の協議又は認可の申請書等の様式)

第 13

規則第 4 条第 1 項の申請書等は、様式第 2 によるものとする。ただし、分譲型ホテル等にあっては、分譲型ホテル等に係る通知に定める様式によるものとする。

(内容の変更の協議又は認可の申請書等の審査事項)

第 14

第 13 の申請書等については、第 11 各号に掲げる事項について審査するものとする。

(内容の変更の協議又は認可の基準)

第 15

- 1 . 法第 10 条第 6 項に基づく協議又は認可は、第 12 の 1 に掲げる要件に適合するものに対して行うものとする。
- 2 . 1 の定めは、行政手続法第 5 条第 1 項に規定する審査基準及び地方自治法第 250 条の 2 第 1 項に規定する許認可等の基準として取り扱うこととし、行政手続法第 5

条第 3 項及び地方自治法第 250 条の 2 第 1 項の規定により、地方環境事務所、各自然環境事務所及び事務所等において備付けその他の適当な方法により公表するものとする。

（変更の協議又は認可を要しない軽微な変更の届出書の様式）

第 16

規則第 5 条の届出書は、様式第 3 によるものとする。

（内容の変更の協議、認可又は届出を要しない事項）

第 17

次に掲げる行為については、国立公園事業の内容の変更には該当せず、法第 10 条第 6 項の変更の協議、認可又は法第 10 条第 9 項の届出を要しない。

- 1 . 建築物の内部の構造の変更であって、輕易と認められるもの（宿舎又は野営場に関する国立公園事業であって、最大宿泊者数に変更が生じるものを除く。）
- 2 . 国立公園の区域のうち、特別保護地区又は海域公園地区に含まれない区域内にあつては、規則第 12 条各号に掲げる行為に該当するもの
- 3 . 特別保護地区内にあつては、規則第 13 条各号に掲げる行為に該当するもの
- 4 . 海域公園地区内にあつては、規則第 13 条の 3 各号に掲げる行為に該当するもの

第 4 節 認可の条件

（認可の条件）

第 18

- 1 . 法第 10 条第 10 項の規定に基づく条件は、申請者がこれに違反した場合に、法第 14 条第 3 項第 2 号の規定に基づく認可の取消し又は法第 83 条第 2 号に定められた罰則が適用され得ることから、具体的かつ分かりやすい表現を用い、原則として別表に掲げる例文によるものとする。ただし、自然環境保全の観点並びに安全性又は快適性の確保等利用の観点から施設の管理等に関して付す条件については、別表に掲げる例文にかかわらず、必要に応じて適切なものを付すことができるものとする。
- 2 . 法第 10 条第 2 項の規定に基づく協議に際しては、別表に掲げる例文によって留意事項を付すことができるものとする。ただし、国立公園事業の執行において必要不可欠な事項については、留意事項の付加によらず、協議内容の変更を求めることとし、当該変更が行われない場合にあつては、当該協議の内容への異議がある旨の回答をするものとする。
- 3 . 公園施設の利用者数を報告する旨の条件が付された場合における当該報告の様式は、様式第 4 によるものとする。ただし、分譲型ホテル等にあつては、分譲型ホテル等に係る通知に定める様式によるものとする。

第 5 節 改善命令

（改善命令）

第 19

- 1 . 法第 11 条の規定に基づく国立公園事業に係る施設の改善その他の当該国立公園事業の執行に関する改善命令は、国立公園事業の適正な執行の確保の観点から、国立公園事業の執行内容が不相当と認められるときに行うものとする。
- 2 . 公園施設の改善等を命ずる場合には、行政手続法第 29 条から第 31 条までの規定により、弁明の機会を付与するものとし、処分に当たっては、行政手続法第 14 条の規定により指令書にその理由を記載するものとする。

(改善命令に関する報告)

第 20

各地方環境事務所長並びに釧路、信越及び沖縄奄美自然環境事務所長は、国立公園事業の執行内容が第 19 の 1 に該当し、改善を要すると認めるときは、その旨の意見を付して、その状況を様式第 5 により自然環境局長に報告するものとする。なお、釧路、信越及び沖縄奄美自然環境事務所長は、併せて、北海道、中部及び九州地方環境事務所長にそれぞれ報告するものとする。

第 6 節 承継の協議又は承認

(承継の協議又は承認申請書等の様式)

第 21

- 1 . 規則第 6 条第 1 項の申請書は、様式第 6 によるものとする。ただし、分譲型ホテル等にあつては、分譲型ホテル等に係る通知に定める様式によるものとする。
- 2 . 規則第 6 条第 3 項の申請書等は、様式第 7 によるものとする。
- 3 . 規則第 6 条第 5 項の申請書は、様式第 8 によるものとする。

(譲渡による承継の承認申請書の審査事項)

第 22

第 21 の 1 の申請書については、次に掲げる事項を審査するものとする。

- (1) 承継の必要性
- (2) 承継により生じる国立公園の保護又は利用上の支障の有無
- (3) 国立公園事業の執行に必要な土地、その他家屋等の物件の使用の可否
- (4) その他第 23 の審査基準への適合の判断に必要な事項

審査事項 (3) について、譲受人が当該財産の所有権等を有していない場合であっても、例えば、当該財産の所有権等の移転に係る契約書において、承継の承認を条件として当該財産の所有権等が移転することとなっている等、承認時より当該財産の所有権等の移転がされることが明らかとなっている場合には、当該事業の執行に必要な土地、その他家屋等の物件を使用できることとして取り扱って差し支えない。

(譲渡による承継の承認の審査基準)

第 23

- 1 . 法第 12 条第 1 項の規定に基づく承認は、申請の内容が次に掲げる要件に適合するものに対して行うものとする。

- (1) 利用施設事業については、特定の者が優先的に使用するものでないこと。ただし、宿舎に関する国立公園事業であって、分譲型ホテル等に係る通知に定める基準に適合するものについては、この限りでない。
 - (2) 譲渡承継後に安全性及び利用上の快適性を確保するため適切に管理又は経営がなされるものであること。
 - (3) 前号のほか、譲渡承継後の公園施設の管理又は経営の方法が適切であること。
 - (4) 譲受人が、公園施設を適正に管理又は運営するために必要な資産、経理的基礎及び能力を有していること。
 - (5) 譲受人が、国立公園事業の執行に必要な土地、その他家屋等の物件を国立公園事業の用に供するための権原を有していること。
 - (6) 他の法令の規定により許可その他の処分を要するものであるときは、譲受人が、その許可等を得られる見込みがあること。
 - (7) 申請の事項について客観的な挙証資料が示されていること。
- 2 . 1 (4) に定める事項の具体的な審査の指標及び基準については別添 4 「国立公園事業の執行認可における財務諸表等の審査指針」(第 2 節第 12 関係) によるものとする
- 3 . 1 の定めは、行政手続法第 5 条第 1 項に規定する審査基準として取り扱うこととし、同条第 3 項の規定により、地方環境事務所、各自然環境事務所及び事務所等において備付けその他の適当な方法により公表するものとする。

(合併又は分割による承継の協議又は承認申請書等の審査事項)

第 24

第 21 の 2 の申請書等については、次に掲げる事項を審査するものとする。

- (1) 承継の範囲及びその方法
- (2) 承継により生じる国立公園の保護又は利用上の支障の有無
- (3) 国立公園事業の執行に必要な土地、その他家屋等の物件の使用の可否
- (4) その他第 25 の審査基準への適合の判断に必要な事項

(合併又は分割による承継の協議又は承認の審査基準)

第 25

- 1 . 法第 12 条第 2 項の規定に基づく協議又は承認は、申請等の内容が次に掲げる要件に適合するものに対して行うものとする。
- (1) 法第 10 条第 2 項の協議をした者又は同条第 3 項の認可を受けた者 (以下「国立公園事業者」という。) である法人の合併又は分割により、申請者等に国立公園事業の全部が承継されていること。
 - (2) 申請者等が、当該申請等に係る国立公園事業を適正に執行するために必要な能力を有していること。
 - (3) 申請者等が、国立公園事業の執行に必要な土地、その他家屋等の物件を国立公園事業の用に供するための権原を有していること。
 - (4) 申請等の事項について客観的な挙証資料が示されていること。

2. 1の定めは、行政手続法第5条第1項に規定する審査基準及び地方自治法第250条の2第1項に規定する許認可等の基準として取り扱うこととし、行政手続法第5条第3項及び地方自治法第250条の2第1項の規定により、地方環境事務所、各自然環境事務所及び事務所等において備付けその他の適当な方法により公表するものとする。

(相続による承継の承認申請書の審査事項)

第26

第21の3の申請書については、次に掲げる事項を審査するものとする。

- (1) 承継の範囲及びその方法
- (2) 国立公園事業の執行に必要な土地、その他家屋等の物件の使用の可否
- (3) その他第27の審査基準への適合の判断に必要な事項

(相続による承継の承認の審査基準)

第27

1. 法第12条第3項の規定に基づく承認は、申請の内容が次に掲げる要件に適合するものに対して行うものとする。
- (1) 国立公園事業者である被相続人の死亡により、申請者に国立公園事業の全部が承継されていること。
 - (2) 相続人が2人以上ある場合にあっては、申請に係る国立公園事業者の地位を申請者が承継することについて、その全員が同意していること。
 - (3) 申請者が、国立公園事業の執行に必要な土地、その他家屋等の物件を国立公園事業の用に供するための権原を有していること。
 - (4) 申請事項について客観的な挙証資料が示されていること。
2. 1の定めは、行政手続法第5条第1項に規定する審査基準として取り扱うこととし、同条第3項の規定により、地方環境事務所、各自然環境事務所及び事務所等において備付けその他の適当な方法により公表するものとする。

第7節 休廃止の届出

(休廃止の届出書の様式)

第28

規則第7条の届出書は、様式第9によるものとする。

(廃止に際する原状回復等の必要性の確認)

第29

各地方環境事務所長並びに釧路、信越及び沖縄奄美自然環境事務所長は、国及び公共団体以外の者から第28の届出があった場合には、第33の1各号への適合を調査し、法第15条第1項の規定に基づく原状回復又はこれに代わるべき必要な措置(以下「原状回復等」という。)の必要性について確認するものとする。この場合において、原状回復等を命じる必要があると認めるときは、その旨を様式第10により、速やかに自然環

境局長に報告するものとする。なお、釧路、信越及び沖縄奄美自然環境事務所長は、併せて、北海道、中部及び九州地方環境事務所長にそれぞれ報告するものとする。

第 8 節 失効、取消し等

(執行の認可の失効の届出書の様式)

第 30

規則第 8 条の届出書は、様式第 11 による。

(執行の認可の失効の報告)

第 31

各地方環境事務所長並びに釧路、信越及び沖縄奄美自然環境事務所長は、国及び公共団体以外の者から第 30 の届出書が提出された場合又は法第 14 条第 1 項の規定により法第 10 条第 3 項の認可の失効が確認された場合であって、国立公園事業者自らが第 30 の届出書を提出することが事実上不可能な場合にあっては、第 33 の 1 各号への適合を調査した上で、原状回復等の必要性についての意見を付して、その旨を様式第 12 により速やかに自然環境局長に報告するものとする。なお、釧路、信越及び沖縄奄美自然環境事務所長は、併せて、北海道、中部及び九州地方環境事務所長にそれぞれ報告するものとする。

なお、国立公園事業者が、個人の場合は戸籍上死亡している、法人にあっては登記簿上消滅している等の理由により存在しない場合は、条理上法第 10 条第 3 項の認可は失効することとなる。この場合、名あて人が不在となるため、法第 15 条第 1 項規定に基づく原状回復命令等の対象にはなり得ないが、公園事業の失効の報告については、第 33 の 1 各号への適合を調査した上で、原状回復等の必要性についての意見を付して、その旨を様式第 12 により速やかに自然環境局長に報告するものとする。

(国立公園事業の認可の取消しの手続)

第 32

- 1 . 各地方環境事務所長並びに釧路、信越及び沖縄奄美自然環境事務所長は、法第 14 条第 3 項の規定に基づき国立公園事業の執行の認可を取り消す必要があると認めた場合には、第 33 の 1 各号への適合について調査した上で、原状回復等の必要性についての意見を付して、その旨を様式第 13 により速やかに自然環境局長に報告するものとする。なお、釧路、信越及び沖縄奄美自然環境事務所長は、併せて、北海道、中部及び九州地方環境事務所長にそれぞれ報告するものとする。
- 2 . 法第 14 条第 3 項の規定に基づき国立公園事業の執行の認可を取り消す場合には、行政手続法第 15 条から第 28 条の規定により聴聞を行うとともに、処分にあたっては、行政手続法第 14 条の規定により指令書にその理由を記載するものとする。

第 9 節 原状回復命令等

(原状回復命令等に当たっての手続)

第 33

1. 法第 15 条第 1 項の規定に基づく原状回復等を執るべき旨の命令は、次に掲げる要件に適合する場合に行うものとする。
 - (1) 当該公園施設が国立公園事業の執行によって生じた施設であること。
 - (2) 当該公園施設に関する国立公園事業の執行の認可を受けていた者以外の者が、新たに法第 10 条第 2 項の協議又は同条第 3 項の認可を受けて、国立公園事業の用に供するものではないこと。
 - (3) 当該公園施設が規則第 11 条各項に定める行為の許可の基準に合致しないこと。
 - (4) 当該国立公園施設に対して原状回復等の措置が執られないことが、当該公園施設が風致、景観又は風景の維持に著しい支障を与えるものであること。
2. 法第 15 条第 1 項の規定に基づき原状回復等を命じる場合には、行政手続法第 29 条から第 31 条までの規定により弁明の機会を付与するとともに、処分に当たっては、行政手続法第 14 条の規定により指令書にその理由を記載するものとする。
3. 法第 15 条第 1 項の規定に基づく原状回復等の命令については、特に行政上の争訟に至る可能性が高い行政処分であることから、予め法制的検討を十分に行うものとする。
4. 法第 15 条第 1 項の規定に基づき原状回復等を命じるに当たっては、関係行政庁との連絡調整に努めるものとする。

(行政代執行に当たっての手續)

第 34

1. 法第 15 条第 1 項の規定に基づき原状回復等を命ぜられた者がこれを履行しない場合であって、他の手段によってその履行を確保することが困難であり、かつ、その不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、行政代執行法(昭和 23 年法律 43 号) 第 2 条の規定に基づき、その者の負担において、当該原状回復等を行い、その費用をその者から徴収する(以下「行政代執行」という。) こととする。
2. 行政代執行に当たっては、同法第 3 条に基づく戒告を行うこととし、当該戒告は、原則として原状回復等に着手する日から起算して少なくとも 1 月前まで行うこととする。ただし、公益上、緊急に原状回復等に着手する必要がある場合には、この限りではない。

(簡易代執行に当たっての手續)

第 35

1. 第 33 の 1 (1) から (4) に該当する場合であって、過失がなく原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、法第 15 条第 2 項の規定に基づき、原状回復等を行う(以下「簡易代執行」という。) こととする。
2. 法第 15 条第 2 項に基づく公告は、原則として原状回復等に着手する日から起算して少なくとも 1 月前まで行うこととする。ただし、公益上、緊急に原状回復等に着手する必要がある場合には、この限りではない。

- 3 . 環境大臣は、法第 15 条第 2 項の規定に基づく原状回復等を管下の職員又は委任した者（以下「作業員」という。）に行わせる必要があると認めるときは、当該職員又は作業員に対し、原状回復等の実施を指示する指示書又は委任書を交付するものとする。
- 4 . 当該職員又は作業員は、原状回復等の実施に際して、同条第 3 項に定める身分を示す証明書とともに 3 の指示書又は委任書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

第 10 節 報告徴収及び立入検査

（職員による報告徴収及び立入検査）

第 36

- 1 . 環境大臣又は地方環境事務所長は、法第 17 条第 1 項の規定に基づく立入検査を管下の職員に行わせる必要があると認めるときは、当該職員に対し、立入検査の実施を指示する指示書を交付するものとする。
- 2 . 当該職員は、立入検査に際して、同条第 2 項に定める身分を示す証明書とともに 1 の指示書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

第 11 節 国の機関の執行する国立公園事業

（国の機関の執行する国立公園事業の取扱い）

第 37

法第 67 条第 3 項の規定に係る法第 10 条第 1 項の規定に基づき環境大臣以外の国の機関が執行する国立公園事業については、法第 10 条第 2 項の規定に基づき執行する公共団体が執行する国立公園事業について、法、令、規則及び本要領が定めるところに準じて取り扱うものとする。なお、環境大臣以外の国の機関が執行する国立公園事業については、「届出」を「通知」と読み替えて準用する。

また、環境大臣が執行する国立公園事業については、別に定める「直轄国立公園事業取扱要領」（平成 19 年 7 月 1 日環自国発第 070701001 号・環自総発第 070701001 号自然環境局国立公園課長・自然環境整備担当参事官連名通知）によるものとする。

第 12 節 違反行為

（違反行為の防止方法）

第 38

地方環境事務所長は、次に掲げる方法により国立公園事業の執行に関する自然公園法の違反行為（以下「違反行為」という。）の防止に努めるものとする。

- （ 1 ） 国立公園事業者に対し、法令の規定等を機会あるごとに周知すること。
- （ 2 ） 巡視を励行すること。
- （ 3 ） 申請者等に対し、当該申請等に係る処分を受ける以前に公園事業の執行に係る行為に着手しないよう指導すること。
- （ 4 ） 法第 10 条第 10 項の規定に基づき付された条件及び本通知第 18 の 2 に基づく留意事項を確実に履行するよう指導すること。

(違反行為に対する措置)

第 39

各地方環境事務所長並びに釧路、信越及び沖縄奄美自然環境事務所長は、違反行為を発見したときは、次に掲げる措置を講ずるものとする。なお、違反処理に当たっては、行政指導等の記録に努めることとし、処分は文書により行うものとする。

- (1) 当該違反行為の中止を勧告するとともに、当該違反行為が環境大臣の処分に係る行為の場合、必要事項を調査の上速やかに当該違反行為の内容、状況及び当該違反行為の処分に関する意見を様式第 14 により自然環境局長に報告すること。なお、釧路、信越及び沖縄奄美自然環境事務所長は、併せて、北海道、中部及び九州地方環境事務所長にそれぞれ報告すること。
- (2) 当該違反行為が規則第 20 条に定める地方環境事務所長の権限に係る行為の場合は、自ら処分すること。この場合、釧路、信越及び沖縄奄美自然環境事務所長は、様式第 14 により速やかに北海道、中部及び九州地方環境事務所長にそれぞれ報告すること。
- (3) 地方環境事務所長並びに自然環境事務所長は、違反行為の態様が悪質である等、特に必要があると認める場合、刑事訴訟法 (昭和 23 年法律第 131 号) 第 239 条及び第 241 条の規定により告発の手続をとること。なお、告発に当たっては、あらかじめ司法当局と調整を行うとともに、自然環境局長に連絡すること。なお、釧路、信越及び沖縄奄美自然環境事務所長は、それぞれ北海道、中部及び九州地方環境事務所長を経由して連絡すること。
- (4) 当該違反行為が同時に他の法令にも違反している可能性がある場合は、速やかに該当法令を所管する関係行政庁に連絡すること。

第 13 節 書類の交付

(不認可等に係る指令書等の交付の取扱い)

第 40

次に掲げる処分に係る回答書又は指令書の交付に当たっては、処分の内容を名あて人に確実に伝達するとともに、処分のあったことを知った日を明確にするため、当該回答書又は指令書を名あて人に対し、捺印のある受領書を受ける、又は配達証明扱いで郵送することにより交付するものとする。

- (1) 法第 10 条第 2 項の規定に基づく執行の協議への異議
- (2) 法第 10 条第 3 項の規定に基づく執行の不認可
- (3) 法第 10 条第 6 項の規定に基づく公園施設等の変更の協議への異議又は不認可
- (4) 法第 11 条の規定に基づく公園施設等の改善の命令
- (5) 法第 12 条第 1 項から第 3 項までの規定に基づく承継の協議への異議又は不承認
- (6) 法第 14 条第 3 項の規定に基づく執行認可の取消し
- (7) 法第 15 条の規定に基づく原状回復等の命令

第 14 節 令附則の法定受託事務に係る事項

(地方環境事務所等の認可等に係る都道府県への情報提供等)

第 41

地方環境事務所又は自然環境事務所は、それぞれの管轄区域において都道府県知事が令附則第 2 項に掲げる事務の処理を行っている場合において、以下に掲げる協議の申出等について同意等がされた場合には、当該同意等について、当該都道府県に対して情報提供するものとする。情報提供の内容及び頻度については都道府県の担当部局と調整の上、適切に対応することとする。

また、当該協議の申出等の同意等に先立って地方環境事務所又は自然環境事務所から都道府県に対する意見照会を行う必要がある旨の申出が当該都道府県からあったときは、具体的な照会の対象やその方法について都道府県の担当部局と調整の上、個々の協議の申出等の同意等の前に、当該都道府県に意見照会を行うものとする。また、意見照会を行う必要がない旨の申出が当該都道府県からあったときは、それ以降の意見照会は不要とする。

(1) 法第 10 条第 2 項及び第 6 項並びに第 12 条第 2 項の規定に基づく協議の申出

(2) 法第 10 条第 3 項及び第 6 項の規定による認可の申請

(3) 法第 12 条第 1 項から第 3 項までの規定による承認の申請

附則

この取扱要領は、令和 4 年 4 月 1 日から実施する。

別添 1 国立公園事業に係る認可申請等に関する特殊な事例について（第 2 節第 8 関係）

国立公園事業における認可申請等に係る事務のうち、次に掲げる事例においては、それぞれの項に示す指導方針に従って処理すること。

1. 公園事業の認可（法第 10 条関係）

法第 10 条第 3 項に基づき国立公園事業に係る認可を受けた者が不存在になっており、別の者によって公園事業施設において事業が行われている場合の事務処理

以下の表 1・2 で示す指導方針に従って処理すること。なお、表 1・2 において A は「法第 10 条第 3 項に基づき認可を受けた国立公園事業者」、B は「A の公園施設を譲り受け、又は借り受けている者」を指す。

表 1 B が A に代わって実質上国立公園事業に即した事業を行っている場合

事例		指導方針
(1) A が存在（ 1 ）し、かつ、その所在（ 2 ）が明らかな場合		A には始末書を添付させた上で国立公園事業の廃止届出を行わせる。B には、国立公園事業の執行の必要性に応じて、国立公園事業の執行の認可又は承継の申請を行わせる。
(2) A は存在するが、所在が不明の場合	ア A の国立公園事業の執行に必要な他法令の規定による処分が取り消され、その他その効力が失われていること（以下「他法令の許可の取消等」という。）が確認できる場合	法第 14 条第 1 項の規定により A に対する認可の効力は失われているため、取扱要領第 31 に基づき失効の報告を行う。その上で、B には、国立公園事業の執行の必要性に応じて、国立公園事業の執行の認可の申請を行わせる。
	イ A の国立公園事業の執行において他法令の許可等を要しない場合、又は、A の執行に必要な他法令の許可の取消等が確認できない場合	A の存在及び所在について調査の上、取扱要領第 32 に基づき認可の取消しを行う。その上で、B には、国立公園事業の執行の必要性に応じて、国立公園事業の執行の認可の申請を行わせる。
(3) A が存在しない場合		条理上、A に対する同意又は認可の効力は失われているため、取扱要領第 31 に基づき失効の報告を行う。その上で B には、国立公園事業の執行の必要性に応じて、国立公園事業の執行の認可の申請を行わせる。

1 「存在」とは、個人にあっては戸籍上死亡していないことをいい、法人にあっては登記簿上消滅していないことをいう。

2 「所在」とは、個人にあっては国立公園事業者本人、法人にあっては代表者の住所又は居所をいう。

表 2 B が公園施設を国立公園事業に即した用に供しない場合

事例		指導方針
(1) A が存在し、かつ、その所在が明らかでない場合		A より始末書を徴収し、国立公園事業の廃止届出をさせる。
(2) A は存在するが、所在が不明の場合	ア A の国立公園事業の執行に必要な他法令の許可の取消等が確認できる場合	自然公園法第 14 条第 1 項の規定により A に対する認可の効力は失われているため、取扱要領第 31 に基づき失効の報告を行う。
	イ A の国立公園事業の執行において他法令の許可等を要しない場合、又は、執行に必要な他法令の許可の取消等が確認できない場合	A の存在及び所在について調査の上、取扱要領第 32 に基づき認可の取消しを行う。
(3) A が存在しない場合		条理上、A に対する認可の効力は失われているため、取扱要領第 31 に基づき失効の報告を行う。

同一地における複数種の国立公園事業の執行に係る事務処理

同一地において複数種の公園事業を執行するに当たっては、法第 10 条第 3 項の認可申請は公園事業の種類ごとに行わせるとともに、以下の事項について留意するものとする。

- (1) 同一地において執行することにより、風致景観の保護及び公園事業施設の有効利用が図られること。
- (2) 執行者が、同一地における他の公園事業の執行者と同一であること又は当該公園事業施設に関して執行に必要な権原を有していること。
- (3) 公園事業の執行内容が、同一地における他の公園事業の適正な執行を妨げるおそれのないものであり、他の公園事業の執行者の同意を得られるものであること。
- (4) 供用期間が、同一地における他の公園事業の供用期間と重複しないものであること。

国立公園事業者の変更に係る事務処理

- (1) 法人である国立公園事業者が会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 743 条等の規定により、株式会社を持分会社（合名会社・合資会社・合同会社）に変更する又は持分会社を株式会社に変更する等、法人格の同一性を保ったまま組織変更をする場合、法人の名称の変更を伴うため、法第 10 条第 9 項の規定に基づき国立公園事業の内容の軽微な変更（法人の名称変更）に係る届出をさせること。
- (2) 国立公園事業者を個人から、同人が代表を務める法人に変更する場合は、国立公園事業者の人格の変更を伴うため、法第 12 条第 1 項の規定により、公園事業の譲渡手続を行わせること。

2. 公園事業の承継（法第 12 条関係）

法第 12 条第 1 項に基づき、法第 10 条第 3 項の認可を受けた国立公園事業者（A）が、国及び地方公共団体以外の者（B）にその国立公園事業の一部を譲渡する場合の事務処理・譲渡しようとする公園事業の一部について、A から法第 10 条第 6 項の規定に基づき変更の認可の申請をさせる。

- ・ A による申請が認可された後、B から法第 10 条第 3 項に基づき譲受しようとする公園事業についての執行の認可を申請させる。

法第 12 条第 2 項に基づき、国立公園事業者である法人（A）が合併又は分割により設立等された法人（B）がその国立公園事業の一部を承継する場合の事務処理と同様に処理することとする。

別添 2 公園施設の規模及び構造に係る記載事項（第 2 節第 9 関係）

国立公園事業執行等取扱要領第 2 節第 9 の「公園施設の規模」及び「公園施設の構造」について、国立公園事業執行協議書（認可申請書）（様式第 1 ）又は国立公園事業の内容の変更の協議書（認可申請書）（様式第 2 ）の「公園施設の規模・構造」に係る別記載事項は、当該公園施設の風致景観に及ぼす影響及び利用を増進する度合を判断するための記載事項であることを踏まえ、国立公園事業の決定事項に照らした上で、下記を参考に記載するものとする。

● 共通事項

- ・ 付帯建築物は(1)、付帯道路は(2)、付帯広場・園地は(3)、付帯野営場は(4)、付帯駐車場は(12)の記載事項に準じて記載する。
- ・ 申請等に係る公園事業の執行として行う行為に伴い生じることが見込まれる風致景観への影響を審査するため、以下の事項についても記載する。
 - 木竹の伐採を伴うものにあつては、その本数・樹種等を記載する。
 - 土工事を伴うものにあつては、切土土量、盛土土量、残土土量及び残土の処理方法を記載する。なお、園地、運動場等の整備のために大規模に土地の形状を変更するような場合にあつては、土工面積を記載する。
 - 既存施設の撤去等にあつては、当該撤去により生じた廃材・残材の処分方法及び跡地の緑化方法等を記載する。

(1) 宿舍、避難小屋、休憩所、展望施設、案内所、車庫等の建築物

- ・ 敷地面積
- ・ 建築物の概要（用途、建築物の主要構造及び階数、最高部の高さ、建築面積及び延べ面積、屋根の形状及び材料並びに色彩、外壁の材料及び色彩、収容人員、各室の用途の別及び便所の様式等）
- ・ ごみ焼却炉等の汚物処理施設、誘導標識、案内図標識等標識及び広告物等の表示施設、取付道路及び駐車場その他の付帯施設の概要
- ・ 複数の建築物からなる施設については、用途別棟数を記載した上で、棟の類型ごとにその規模及び構造を記載する。
- ・ 同型の離れの客室を有する宿舍など、多数の同一施設を有するものについては、その標準的な規模及び構造とその棟数を記載することで足りる。

(2) 道路及び橋

- ・ 事業執行区間ごとの起点及び終点
- ・ 道路構造規格（種別/等級）
- ・ 延長
- ・ 幅員（有効幅員、総幅員及び幅員の構成）
- ・ 舗装の種類
- ・ 付帯施設の種類及び数等の概要
 - トンネル（延長、幅員、高さ）

- 橋（構造形式、延長、幅員、高さ、主要部分の色彩）
- 交通安全施設（ガードレール、道路情報管理等施設の種別別に数量・規模（延長又は基数等）、仕様（色彩等））
- 自動車駐車場等（施設の種別別に数量・規模、仕様）
- 防雪施設（防雪柵、スノーシェッド等施設の種別別に数量・規模、仕様）
- 防護施設（擁壁、法面保護工、落石防止施設等施設の種別別に数量・規模、仕様（色彩、表面処理法・緑化方法等））
- その他付帯施設（付帯建築物は（１）付帯道路は（２）付帯広場・園地は（３）付帯駐車場は（１２）の記載事項に準じて記載する。）

（３）広場、園地

- ・ 敷地面積
- ・ 園路（延長、幅員、舗装の種類）
- ・ 広場又は園地（植栽面積、植栽樹種、芝生面積）
- ・ 誘導標識、案内図標識等標識及び広告物等の表示施設（種別別数量）
- ・ 管理事務所、休憩所、駐車場、汚物処理施設又は倉庫その他の付帯施設の概要

（４）野営場

- ・ 敷地面積
- ・ 収容人員
- ・ 野営場を構成する施設（テントサイト、キャビン、野外炉、炊事舎、セントラルロッジ、休憩所、キャンプファイヤーサークル等）の種類及び数等の概要
- ・ 駐車場、便所又は給排水施設その他の付帯施設の概要

（５）運動場

- ・ 敷地面積
- ・ 運動施設の種類、数量及び面積等の概要
- ・ 修景工（植栽面積、植栽樹種、芝生面積）
- ・ 保存緑地の規模
- ・ 付帯施設の概要

（６）水泳場

- ・ 利用水面の種類と範囲
- ・ 敷地面積
- ・ 休憩所、更衣所、シャワー室、便所、監視所、飛込台又は救急施設その他の付帯施設の概要

（７）舟遊場

- ・ 利用水面の種類と範囲、敷地面積
- ・ 舟艇（種類、大きさ、隻数）
- ・ 栈橋、休憩所、切符売場、艇庫その他の付帯施設の概要

（８）スキー場

- ・ 敷地面積
- ・ ゲレンデ及びコース（種別別・コースごとに延長、面積、高低差、最大傾斜度、平均傾斜度）

- ・ リフト（種類別に延長、高低差、輸送力、支柱の数量・規模・色彩）
 - ・ 保存緑地の規模
 - ・ 休憩所、ロッジ、救急施設又は便所その他の付帯施設の概要
- （９）スケート場
 - ・ 敷地面積
 - ・ スケートリンク（滑走面積、舗装の種類）
 - ・ 休憩所、更衣室、救急施設、便所その他の付帯施設の概要
- （１０）ゴルフ場（ ゴルフ場は、自然公園法施行令及び自然環境保全法施行令の一部を改正する政令（昭和 48 年政令第 278 号）により、公園事業となる施設から削除されている。）
 - ・ 敷地面積、ホール数、コースの延長、土工量及びその面積、付帯建築物（クラブハウス、休憩所、便所等）及び付帯施設の概要
- （１１）乗馬施設
 - ・ 敷地面積
 - ・ 馬場面積
 - ・ 乗馬道の概要
 - ・ 馬の頭数
 - ・ 厩舎その他の付帯施設の概要
- （１２）駐車場
 - ・ 敷地面積
 - ・ 駐車面積
 - ・ 収容台数
 - ・ 舗装の種類
 - ・ 取付道路、連絡道路（延長、幅員、舗装の種類）
 - ・ 付帯施設の概要
- （１３）燃料等供給施設
 - ・ 敷地面積
 - ・ 燃料等の種類
 - ・ 防火壁その他の付帯施設の概要
- （１４）昇降機
 - ・ 敷地面積
 - ・ 高低差
 - ・ 搬器の数量、定員等
 - ・ 付帯施設の概要
- （１５）船舶又は水上飛行機に係る運輸施設
 - ・ 船舶又は水上飛行機の種類及び数量
 - ・ 航路
 - ・ 輸送能力
 - ・ 付帯施設の概要
- （１６）自動車に係る運輸施設

- 自動車の種類及び台数
- 運行経路
- 道路その他の付帯施設の概要
- 路線を執行する場合は（２）に準じて記載のこと。

（１７）鉄道又は索道に係る運送施設

- 延長
- 高低差
輸送力
- 搬器及び支柱の概要（形式、数量、定員、色彩等）
- 付帯施設の概要

（１８）係留施設

- 敷地面積
- 施設の種類
- 形式
- 延長
- 幅員
- 主要部の構造及び材料
- 付帯施設の概要

（１９）給水施設

- 敷地面積
- 水源の種類
- 水質検査の結果
- 計画給水人口
- 計画給水量
- 取水施設
- 送水施設
- 浄化滅菌施設
- 配水池の規模構造
- 付帯施設の概要

（２０）排水施設

- 敷地面積
- 処理範囲
- 計画排水量
- 排水管の直径及び延長施設の種類
- 終末処理等の施設の規模構造及び処理能力
- 付帯施設の概要

（２１）医療救急施設、公衆浴場、公衆便所

（１）に準じて記載のこと。

（２２）汚物処理施設

- 敷地面積

- 処理範囲
 - 処理物件
 - 処理能力
 - 処理方法
 - 焼却炉の概要（形式、容量、煙突の高さ及び直径）
 - 付帯施設の概要
- （23）博物館、博物展示施設
- （1）に準じて記載のこと。
- （24）植物園、動物園
- 敷地面積
 - 園路（延長、幅員、舗装）
 - 付帯施設の概要
- （25）水族館
- 敷地面積
 - 水槽又は放魚池の規模及び数量
 - 給排水及び濾過装置の概要
 - 建築物及び付帯施設の概要
- （26）野外劇場
- 敷地面積
 - 収容力
 - ステージ及び観覧席の概要
 - 付帯施設の概要
- （27）植生復元施設
- 敷地面積
 - 植物の種類及び数量並びに植栽面積（棚、給水施設等）の種類別規模及び数量
 - 付帯施設の概要
- （28）動物繁殖施設、砂防施設、防火施設、自然再生施設
- 敷地面積
 - 施設の種類別規模及び数量
 - 付帯施設の概要

別添 3 国立公園事業の執行に係る付帯施設の取扱いについて（第 2 節第 11 関係）

付帯施設については「当該事業に含めることができる付帯施設の一覧」によるものとする。なお、取扱いに当たっては、以下の点に留意されたい。

- （ 1 ） 具体的な公園事業の執行に当たって整備の対象とする付帯施設の種類は、公園事業の有効かつ合理的な執行に必要な施設であって、適正な公園利用の推進及び風致景観の保護上支障のないものに限られることとする。
- （ 2 ） 付帯施設の位置、規模及び構造は、当該事業施設の機能を補完する施設として適当と認められる範囲内のものであることとする。なお、「当該事業施設の付帯施設」の付帯施設は、「当該事業に含めることができる付帯施設」としては認められない。
- （ 3 ） 当該公園事業施設に係る公園事業の執行者以外の者についても、当該公園事業として付帯施設に係る公園事業を執行できることとする。
ただし、この場合にあっても、付帯施設に係る公園事業の位置、規模・構造及び管理経営方法が、当該事業施設のそれらに照らして適正なものであると認められる場合に限られるものとする。
- （ 4 ） 当該公園事業施設に係る公園事業の執行者が不在である場合において、付帯施設のみ執行することは認められないこととする。
ただし、この場合にあっても、当該公園事業施設が公共団体によって執行される見込みがある又は執行の見込みに係る客観的な挙証資料が示されている等、当該公園事業施設が執行されることが確実であると認められる場合においては、付帯施設を先に執行することを認めても差し支えない。
- （ 5 ） 付帯施設となる公園事業施設の取扱いについては公園利用及び国立公園の自然の状況の変化等に応じて柔軟に見直すことが必要であることを踏まえ、各公園事業施設に係る利用実態や自然状況について情報収集に努めることとする。

当該事業に含めることができる付帯施設の一覧

事業名	付帯施設の種類
道路（車道）	自転車道及び歩道（車道に沿って整備されるものに限る。）並びに園地、休憩所、展望施設、案内所、駐車場及び公衆便所（路傍に整備される小規模なものに限る。）
道路（自転車道）	歩道（自転車道に沿って整備されるものに限る。）並びに園地、休憩所、展望施設、案内所、駐車場及び公衆便所（路傍に整備される小規模なものに限る。）道路（歩道）
道路（歩道）	園地、避難小屋、休憩所、展望施設、案内所、駐車場及び公衆便所（路傍に整備される小規模なものに限る。）並びに植生復元施設
橋	
広場	休憩所、案内所、野営場 ^{（ 2 ）} 、駐車場及び公衆便所
園地	休憩所、展望施設、案内所、野営場 ^{（ 2 ）} 、野外の運動場（小規模なものに限る。）水泳場、舟遊場（小規模なものに限る。）スケート場（小規模なものに限る。）駐車場、公衆浴場、公衆便所、野外劇場及び植生復元施設
宿舎	園地、休憩所、案内所、野営場 ^{（ 1 ）} （主たる宿舎事業の収容人数を超えないものに限る）、運動場、水泳場、舟遊場（小規模なものに限る。）駐車場、公衆浴場及び公衆便所
避難小屋	野営場 ^{（ 2 ）} （小規模なものに限る。）公衆便所
休憩所	園地、展望施設、案内所、駐車場、公衆浴場及び公衆便所
展望施設	園地、休憩所、案内所、駐車場及び公衆便所
案内所	休憩所、駐車場及び公衆便所
野営場	広場、園地、休憩所、案内所、野外の運動場（小規模なものに限る。）舟遊場（小規模なものに限る。）駐車場、公衆浴場、公衆便所及び野外劇場
運動場	園地、休憩所、案内所、水泳場、駐車場及び公衆便所
水泳場	広場、園地、休憩所、案内所、駐車場、運輸施設（係留施設）、医療救急施設及び公衆便所
舟遊場	園地、休憩所、案内所、駐車場、運輸施設（係留施設）及び公衆便所
スキー場	避難小屋、休憩所、案内所、駐車場、運輸施設（索道運送施設）、医療救急施設及び公衆便所
スケート場	園地、休憩所、駐車場及び公衆便所
乗馬施設	園地、休憩所、案内所、駐車場及び公衆便所
車庫	
駐車場	園地、休憩所、案内所及び公衆便所
燃料等供給施設	休憩所、案内所、駐車場及び公衆便所
昇降機	

運輸施設 (自動車運送施設)	広場、園地、休憩所、展望施設、案内所、駐車場及び公衆便所(路傍に整備される小規模なものに限る。)
運輸施設 (船舶運送施設)	広場、園地、休憩所、案内所、駐車場、運輸施設(係留施設)及び公衆便所
運輸施設 (水上飛行機)	広場、園地、休憩所、案内所、駐車場、運輸施設(係留施設)及び公衆便所
運輸施設 (鉄道運送施設)	広場、園地、休憩所、展望施設、案内所、駐車場及び公衆便所
運輸施設 (索道運送施設)	広場、園地、休憩所、展望施設、案内所、駐車場及び公衆便所
運輸施設 (一般自動車道)	自転車道及び歩道(車道に沿って整備されるものに限る。)並びに園地、休憩所、展望施設、案内所、駐車場及び公衆便所(路傍に整備される小規模なものに限る。)
運輸施設 (係留施設)	広場、園地、休憩所、案内所、駐車場及び公衆便所
給水施設	
排水施設	
医療救急施設	駐車場
公衆浴場	園地、休憩所、案内所、駐車場及び公衆便所
公衆便所	
汚物処理施設	
博物館	広場、園地、休憩所、案内所、駐車場、公衆便所及び野外劇場
植物園	広場、園地、休憩所、案内所、駐車場、公衆便所及び野外劇場
動物園	広場、園地、休憩所、案内所、駐車場、公衆便所及び野外劇場
水族館	広場、園地、休憩所、案内所、駐車場、公衆便所及び野外劇場
博物展示施設	広場、園地、休憩所、案内所、駐車場、公衆便所及び野外劇場
野外劇場	駐車場及び公衆便所
植生復元施設	
動物繁殖施設	
砂防施設	
防火施設	
自然再生施設	

- 1 宿舎において野営場を付帯施設として執行する場合には、法第9条第1項に基づき決定した最大宿泊者数の範囲内で執行認可申請を行うこと。このとき、一事業執行あたりの野営場宿泊者数が、宿舎宿泊者数を上回らないようにすること。
- 2 広場、園地、避難小屋において野営場を付帯施設として執行する場合には、法第9条第1項に基づく公園事業の決定により最大宿泊者数を決定した上で執行認可申請を行うこと。なお、避難小屋の場合区域面積を決定していないため、付帯野営場の区域面積も決定すること。

別添 4 国立公園事業の執行認可における財務諸表等の審査指針（第 2 節第 12 関係）

1 . 経緯

平成 22 年 4 月 1 日に施行された自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号。以下「法」という。）の改正により、法第 10 条第 3 項の規定に基づく国立公園事業の執行認可の申請書の添付書類（同法施行規則第 2 条第 3 項第 7 号）に、従来の書類に加え「その他公園施設を適切に管理又は経営することができることを証する書類」を追加することとし、国立公園事業取扱要領第 8 の 1（1）において、「法人にあっては、直前 3 年の各事業年度における貸借対照表及び損益計算書並びに申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書」を提出することが義務づけられた。

その後、平成 22 年 10 月 28 日付け環自国発第 101028001 号により「国立公園事業の執行認可申請における財務諸表の審査について」が通知され、当該通知による審査基準が試行的に運用するとされた。約 2 年間の試行運用による全国の国立公園における審査状況を確認したところ、課題は見られたものの審査基準が適正と判断されることから、一部留意事項を追加した上で、平成 25 年 5 月 10 日付け環自国発第 1305101 号により「国立公園事業の執行認可における財務諸表等の審査指針」が通知された。

今般、令和 4 年 4 月 1 日環自国発第 22040111 号により、事務の簡素化の観点から国立公園事業執行等取扱要領に統合することとした。

2 . 国立公園事業執行等取扱要領 第 10 の 1（1）の書類

国立公園事業執行等取扱要領の第 10 の 1（1）の書類は、認可申請者の種類に応じ、以下の書類とする。

- （1）法人にあっては、直前 3 年の各事業年度における貸借対照表及び損益計算書（設立後 3 年を経過していない法人にあっては、設立後の各事業年度に係るもの）
- （2）個人にあっては、残高証明書及び直前 3 年の各事業年度における確定申告書
- （3）公益法人にあっては、貸借対照表及び正味財産増減計算書（設立後 3 年を経過していない法人にあっては、設立後の各事業年度に係るもの。正味財産増減計算書については、（1）の損益計算書のうち、純資産を正味財産合計、当期純利益は当期一般正味財産増減額と当期指定正味財産増減額の合計に読み替えて取り扱う。）
- （4）設立後 3 年以内等の理由により、直前 3 年の貸借対照表及び損益計算書の提出が困難であると認められる場合であって、他法人との資本関係等を有する申請者にあっては、当該他法人の決算書、申請者と当該決算書の企業との資本関係等を明らかにした資料、残高証明書又は融資証明書その他の当該申請者が当該公園事業施設を適切に管理又は経営できることを証する書類

3 . 審査指標

審査指標として以下（1）～（4）を定める。なお、財務諸表の読み方については、別添資料 1 を参考にされたい。

（1）純資産

自己資本をいい、返済義務のない資産。「資本金」「資本剰余金」「利益剰余金」に分

類される。純資産が零未満になるということは、債務超過の状況であることを示し、会社が持っている全資産を売却しても負債を全て返済できないことを意味する。

ただし、設備投資、新規出店、人員整理（退職金等の発生）等により、健全に運営されている法人であっても一時的に零未満になることが想定される。

（２）自己資本比率

負債及び純資産の合計額（総資本）に占める純資産の割合。法人経営の安全性を判断するものであり、業種によって差が大きい。一般に 30% が目標値、50% 以上である場合優良企業とされるが、宿泊業、飲食業等は全業種の中でも最も低い水準である。

（平成 19 年度発行中小企業庁編「中小企業の財務指標」（平成 17 年 1 月～12 月決算額）において、「旅館その他の宿泊所」の自己資本比率の上位 50% 値が 3.3%）

ただし、設備投資、新規出店、人員整理、資産の評価の低下（施設閉鎖、所有証券の価値の下落等）等により、健全に運営されている法人であっても一時的に低下することが想定される。

（３）流動比率

流動負債と流動資産の比率（流動資産 ÷ 流動負債 × 100 で算出）をいい、短期（おおむね 1 年以内）に現金化される資産がどの程度あるかを示すもの。業種によって差が大きく、一般に 150% が目標値、200% 以上である場合優良企業とされるが、宿泊業、飲食業等は全業種の中でも最も低い水準である。（平成 19 年度発行中小企業庁編「中小企業の財務指標」（平成 17 年 1 月～12 月決算額）において、「旅館その他の宿泊所」の流動比率の上位 50% 値が 42.3%）

ただし、設備投資、新規出店等により短期借入の増大や流動資産の減少等、健全に運営されている法人であっても一時的に低下することが想定される。

（４）当期純利益

一定期間における企業の最終利益を示し、利益を上げていないと負債が増大することを意味する。

ただし、経常利益を上げていても人員整理等の特殊な事情（特別損失）により純利益が低減することが想定される。

4．審査基準

以下の（１）～（４）の審査基準に適合する場合は、公園施設を適正に管理又は運営するために必要な経理的基礎を有していると判断する。なお、公益法人にあっては、純資産を正味財産合計、当期純利益は当期一般正味財産増減額と当期指定正味財産増減額の合計に読み替えることとする。

申請書の進達に際しては、別添資料 2 の計算用シートにおいて指標の数値を算出した上で、当該書類を申請書に添付するとともに、審査基準に「（理由書添付が必要）」と付した事項に適合すると判断する場合は、別添資料 3 の理由書〔様式〕を参考にその旨を説明した理由書も添付する。

- (1) 純資産の値が次のいずれかに当てはまること。
- ・ 純資産の値が直前の決算において 零以上であること。
 - ・ 純資産の値が直前の決算において 零未満であるが、計画に沿った一時的なものであり、事業計画書及び事業収支予算書と併せて今後の業績の回復が見込まれること。
(理由書添付が必要)
- (2) 自己資産比率の値が次のいずれかに当てはまること。
- ・ 直前の決算における自己資本比率が 10%を越えること。
 - ・ 前 3 期の決算における自己資本比率が 3 %を越えること。
 - ・ 前 3 期の決算における自己資本比率は 3 %を下回るが、計画に則った一時的な低下であり、事業計画書及び事業収支予算書と併せて今後の業績の回復が見込まれること。
(理由書添付が必要)
- (3) 流動比率の値が次のいずれかに当てはまること。
- ・ 直前の決算における流動比率が 100%を越えること。
 - ・ 前 3 期の決算における流動比率が 40%を越えること。
 - ・ 前 3 期の決算における流動比率は 40%を下回るが、計画に則った一時的な低下であり、事業計画書及び事業収支予算書と併せて今後の業績の回復が見込まれること。
(理由書添付が必要)
- (4) 当期純利益が次のいずれかに当てはまること。
- ・ 直前の決算における当期純利益が 零以上であること。
 - ・ 前 3 期の決算における当期純利益の平均値が 零以上であること。
 - ・ 直前の決算における当期純利益及び前 3 期の決算における当期純利益の平均値が 零未満であるが、一時的な低下であり、事業計画書及び事業収支予算書と併せて今後の業績の回復が見込まれること。(理由書添付が必要)

5 . 留意事項

本審査指針に基づく審査に当たっては、以下の事項に留意されたい。

- (1) 財務諸表の妥当性の確認
- ・ 審査指標の項目のみを集約した決算書ではなく、指標の細目の具体的内容が明らかな資料の提出を求めること。
 - ・ 固定資産が減価償却されていない場合は、その理由を確認すること。
使用することにより価値が下がる「減価償却資産」については、一定額又は一定率で資産を分割し、減じていることが必要。
 - ・ 流動資産に税金(仮払税金)が多額に計上されている場合には、その理由を確認すること。また、審査基準値に影響する多額の貸付金、未収入金、立替金が計上されている場合については、回収状況や見込みを確認すること。

- ・ 損益計算書に多額の特別利益や経常損失が計上されている場合は、内容を確認すること。

(2) 個人事業者の経理的基礎の確認

個人事業者の場合は、残高証明書その他、収支計画及び税務申告書により実際の収入状況を把握の上、収支計画との整合を確認すること。

(3) その他

- ・ 事業計画書及び収支予算書を求めた際には、稼働率と一般管理費の増減が連動することを確認すること。
- ・ 2 . (4) の場合において、他法人の決算書等の審査に当たっては、申請者と当該決算書の企業との資本関係等を確認の上、4 の審査基準への適合を判断し、申請者の「国立公園事業執行等取扱要領」第 12 の 1 (6) に掲げる要件への適合の参考とすること。